

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱

(趣旨)

第1条 中山間地域においては、訪問系の居宅（介護予防）サービスについて、特別地域加算が行われることから、利用者負担額についても加算相当分が増額されることになる。このため、中山間地域でない地域の住民との負担の均衡を図り、もって本市の中山間地域における介護保険サービスの利用促進を図るため、対象サービスを利用する者に対し予算の範囲内において、対象サービスに係る利用者負担額の一部を助成するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中山間地域」とは、本市の区域内における厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域をいうものとし、別表に定めるところによる。

2 この要綱において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
 - (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
 - (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
 - (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
 - (5) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
 - (6) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
 - (7) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (8) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
 - (9) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
 - (10) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
 - (11) 法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
 - (12) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
 - (13) 浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第1号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（以下「指定第1号サービス基準」という。）第4条に規定する指定介護予防訪問サービス
 - (14) 指定第1号サービス基準第48条に規定する指定生活支援訪問サービス
- 3 この要綱において「事業所」とは、中山間地域に所在し対象サービスを提供する事業所をいう。
- 4 この要綱において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定地域密着型サービスに要する費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2に規定する地域密着介護サービス費、法第53条第2項に規定する介護予防サービス費又は法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の額を控除した額をいう。

（助成の対象者）

第3条 助成の対象者は、本市が行う介護保険の被保険者のうち、事業所から提供される対象サービスを利用する法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額となっている者
- (2) 生活保護の被保護者となっている者

（助成額）

第4条 助成の額は、利用者負担額から、特別地域加算を算定しなかった場合の利用者負担額を控除した額とする。ただし、浜松市社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認認証交付要綱により社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認認証の交付を受けた者であって、当該要綱により軽減を受けている場合は、軽減適用後の額を利用者負担額とする。

（助成金の支給の申請）

第5条 助成の対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成支給金申請書（第1号様式）を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（助成の対象者と事業所との間における受領委任契約等）

第6条 助成の対象者と事業所は、助成金の支給申請及び受領に関する委任契約（以下「受領委任契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 前項の規定により受領委任契約を締結した事業所は、助成の対象者に対して利用者負担額から助成額を控除した額を、当該助成の対象者に請求するものとする。
- 3 市長から事業所に対して助成金の支払いがあったときは、当該助成の対象者に対して助成があったものとみなす。

（助成金の請求等）

第7条 前条の規定により市長との間で受領委任払い契約を締結した事業所が、利用者負担額から控除した助成金を請求するときは、中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金請求書（第2号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、

市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1)対象サービスに係る領収証の写し

(2) その他市長が必要と認める事項を記載した書類

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第2条関係）

中山間地域の指定対象区域

旧市町村名	指定対象区域
天竜市の一部	熊地区・上阿多古地区・竜川地区 横川地区（968番地から1,380番地までの地域に限る。）
引佐町の一部	旧伊平村地区・旧鎮玉村地区
春野町	全域
佐久間町	全域
水窪町	全域
龍山村	全域

第1号様式（第5条・第6条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
申請者
氏 名 印

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金支給申請書
（兼受領委任契約書）

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱第5条の規定に基づき、
下記のとおり助成金の支給を申請します。

なお、助成金の支給申請及び受領に関する権限を下記の受任者に委任します。

1 支給申請額 円
別紙「浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金内訳表個表」
のとおり

2 助成対象者氏名等

被保険者番号	
フリガナ	
被保険者氏名	
住 所	〒 電話番号（ ） -

3 受 任 者

事業所番号	
事業者名称	
所 在 地	〒

	電話番号 () -
代表者氏名	印

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者金負担額助成金内訳表個表

対象サービス利用月	助成額	対象サービス
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
平成 年 月	円	
計	円	

月別に領収証の写しを添付してください。

第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

請求者

氏名（名称及び代表者の職・氏名）

印

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金請求書

浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成要綱第8条の規定に基づき、平成 年 月分から平成 年 月分までの助成金を下記のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 助成対象者等 別紙「浜松市中山間地域における特別地域加算利用者負担額助成金内訳表」のとおり
- 3 助成金口座振替先

金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農 協
口座種別	普通・当座・その他
口座番号	
口座名義	
口座名義人住所	〒

